

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章(二)

加藤 哲 夫

一、はしがき

二、連邦破産法改正草案第七章の骨子と起草の理由

1、改正草案第七章の骨子

2、改正草案第七章起草の基本的理由

三、連邦破産法改正草案第七章の規定

1、第七章 更生

第一編 事件の運用(第一一卷一号)

第二編 債務者財産に関する規定

第三編 更生計画に関する規定(以上本号)

2、その他の関連規定

四、あとがき

第二編 債務者財産に関する規定(Provisions Relating to the Property of the Debtor)

第七二〇一条 管財人または債務者の権利および権能

(Rights and Powers of Trustee or Debtor)

(a) 管財人 (Trustee)⁽¹⁾

本章の規定と矛盾しない限り、管財人は、本法第五章⁽²⁾における破産管財人が有する権利を有し、かつ、権能を行使し、また、債務者の財産につきレシーヴァーが有するすべての権利および権能を有する。

(b) 債務者 (Debtor)

管財人またはレシーヴァーが任命されるときまで、債務者は、破産審査官または裁判所の定める制限および条件にしたがい、本条(a)項および本章の下で管財人が有するすべての権利を有し、かつ、すべての権能を行使する。

第七一二〇二条 財団の財産・第七章手続申立後の収入からの債務者およびその家族の生計扶助料支出の許可 (Property of the Estate; Allowance for Support of Debtor and Family from Postpetition Income)

財団の財産は、第四一六〇一条に定める財産^(c)、および、申立がなされた時から事件の終結、棄却または第五章もしくは第六章への手続の転換のうちいずれかの事由が生ずるときまでに債務者が取得した財産であつて第四一六〇一条に定めるその他のすべての財産を含む。破産審査官は、自然人たる債務者に対して、債務者およびその家族の生計に必要な相当な額を、その使途を開示せずに、なんらかの原因により生じた第七章手続申立後の収入から支出することを許可し、かつ、自然人たる債務者がそうすることを授權することができ、また、自然人たる債務者に対して、更生される事業以外のなんらかの雇傭にもとづき取得した第七章手続申立後のすべての収入の使用を許可するこ

とができる。第四一五〇三条により差押が禁止される自然人たる債務者の財産^(c)は、債務者の同意なくしては売却されえず、かつ、更生計画案の条項に記載されえない。

第七一二〇三条 賃貸財産またはリーンに服する財産の使用 (Use of Property Leased or Subject to a Lien)

(a) 財産の使用 (Use of Property)

人的財産 (Personal Property) の賃貸借契約または担保権設定契約の文言の内容の如何を問わず、(1) 管財人、レシーヴァー、または、管財人もしくはレシーヴァーが任命されるときは債務者は、リーンが設定されている財団の財産およびその売得金ならびに承継されなかつた賃貸借契約にもとづき賃貸される人的財産を、第四一五〇一条に定める手続停止の終了 (Termination of the stay) のときまで、債務者の事業を営為するにあたり使用することができ、また、(2) 第七章手続申立期日後に管財人または債務者が取得した財産は、第七章手続申立期日前に債務者が締結した担保権設定契約にもとづくリーンに服しない。

(b) 手続停止の救済^(c)またはその変更 (Relief from or Modification of Stay)

破産手続規則および第四一五〇一条(c)項にもとづき担保権者

(secured party) または質貸人は、(1) 手続停止を終了せしめるための申立、または、(2) その財産または売得金の使用について担保権者を適正に保護する条件を付して、停止の変更をもとめる申立をすることができる。管財人または債務者は、当該財産または第七章手続申立時において質貸されている財産中に担保権者が有する権利の価値が適正に保護されていることを証明する責に任ずる。

第七—二〇四条 相殺の停止および相殺権に服する財産の使用
(Stay of Setoff and Use of Property Subject to Right of Setoff)

(a) 相殺の停止およびその期間 (Stay of Setoff and Duration of Stay)

本章の救済をうけることができる債務者によりまたは債務者のために提起された本章の申立は、債務者に対する請求権と債務者の有する請求権との相殺を停止する効力を有する。ただし、相殺の停止が破産裁判所によって終了され、または、事件が棄却されもしくは第五章もしくは第六章へ転換されたときはこの限りでない。かかる相殺の停止は、本条(c)項による別段の命令があるときを除き、債務者に対するまたは債務者の要請にもとづく弁済を留保するための債権者の権利に影響しない。

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (二二)

(b) 相殺の停止に対する救済または相殺の停止の変更
(Relief from or Modification of Stay)

破産手続規則ならびに第四—五〇一条(b)項および(c)項にしたがい、債権者は、(1) 相殺の停止を終了せしめるための申立、または、(2) 債権者を適正に保護する条件を付して、相殺の停止を変更するための申立をなすことができる。管財人または債務者は、相殺を主張する者が適正に保護されることを証明する責に任ずる。

(c) 債務弁済命令 (Order for Payment of Obligation)

裁判所は、相殺権を主張する者が、相殺の停止が本条(b)項により終了せしめられないときでも、相殺に供されるべき債務を管財人または管財人が任命されないときは債務者に対して弁済することを命ずることができる。裁判所は、弁済を命ずる条件として、管財人または債務者が、相殺権を主張する者を適正に保護する手段を提供することを要求しなければならない。管財人または債務者は、相殺権を主張する者が適正に保護されることを証明する責に任ずる。

第七—二〇五条 財産の売却または質貸 (Sale or Lease of Property)

財産の質貸または売却が、第七—一〇四条による事業の通常

一八三

の過程においてなされたものでないときは、⁽¹²⁾破産審査官は、破産審査官が承認する条件にもとづいて管財人もしくはレシーヴァーまたは管財人もしくはレシーヴァーが任命されないときは債務者による財産の売却または賃貸借を許可することができる。財団の財産のすべてもしくは実質的にすべての財団財産の売却または賃貸が財団のもっとも利益になるときは、裁判所は、破産手続規則にしたがい通知をなし審問をおこなった後にかかる財産の売却または賃貸を許可することができる。

第七—二〇六条 航空機ローンおよびその賃貸⁽¹³⁾ (Aircraft Liens and Leases)

第四—三一一条および第四—六〇四条乃至第四—六〇九条にしたがい、現在施行されかつ将来において修正される一九五八年連邦航空法 (Federal Aviation Act of 1958) によつてき発行される a certificate of convenience and necessity により航空運送業者として事業を営む債務者に対し、賃貸され、転貸され、または、条件付で売却されている航空機、航空機エンジンおよびプロペラ、計器ならびに航空機部品の所有者または賃貸人は、受託者であるか否かを問わず、賃貸借契約または条件付売買契約にしたがいかかる財産を占有する権利を、本章の事件において執行することができる。ただし、賃貸借契約または

条件付売買契約にその権利の執行に関する定めがないときはこの限りではない。

(1) 破産手続における管財人は、破産管財人 (Bankruptcy Trustee) と記されるが、更生手続にあつては、単に Trustee と記される。

(2) 第五章は、通常の破産手続に関する現定である。改正草案の構成については、拙稿「アメリカ合衆国連邦破産改正法案第七章(一)〈資料〉比較法学第一一巻一号二頁・注(3)参照。

(3) 本条と同旨の規定は、現行連邦破産法にはない。

(4) 第四—六〇一条は、破産財団に帰属する財産を列挙する。その主だったものをあげれば、申立時に債務者が有する一切の財産、申立後六ヶ月以内に相続、遺贈などにより債務者が取得した財産、債務者とその配偶者との共有財産などがある (第四—六〇一条(a)項)。

(5) 第四—五〇三条は、いわゆる差押禁止財産を列挙する。

その主なものをあげるならば、債務者、その配偶者および債務者の扶養する者が居住する建物(ただし、建物の評価額が、五〇〇〇ドルプラス被扶養者の人数に五〇〇ドルを乗じた額を超えるときは、第四—五〇三条の適用はない)、家畜、家具、衣料品、装身具、工具(総計一〇〇〇ドルを超えない

額を限度とする)‘総計五〇〇ドルを超えない現金‘証券、未受領の所得などの類、墓所(評価額二五〇〇ドルを限度とする)などがある。

(6) リーンが付された財産の更生手続開始後の使用については、かねてから争われてきたところであるが、(*In re Yale Express System, Inc.*, 384 F. 2d 990 (2d. Cir. 1967); *In re Berne, 445 F. 2d 367* (2d Cir. 1971) など)‘今日‘本条のいう財産の使用および賃借につき‘その合憲性はすでにみとめられている。この点にひいて、‘The Report of the Commission on the Bankruptcy Laws of the United States, Part II, 236 (1973)。

(7) 第四一五〇一条は、本章の申立があると、債務者に関してその当時すでに係属する民事訴訟、判決の執行、および、債務者財産に対するリーンの実行が当然に停止する旨を規定しており(この停止を automatic stay という。同条(a)項)、その手続停止の効力は、事件の終了まで原則として継続する(同条(b)項)。したがって、ここにいう停止も、右の手続を意味することはいうまでもない。

(8) 注(7)で述べたように、この停止とは、第七章手続申立当時債務者についてすでに係属する民事訴訟、判決の執行や債務者財産に対するリーンの実行手続の停止を意味するが、

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章(二)

本項では、リーンの実行手続の停止を意味する。

(9) 裁判所がこの保護条件を付するが、考えられうる条件としては、(1)その他の衡平な価額の担保を提供させる、(2)財産使用後の担保価値の減少を考慮し、かつ、それを限度として、担保を追加させる、(3)財産の売得金とその被担保債権を弁済するのに充分な額であるときは、優先弁済を受ける地位(a priority)を与えるなどがある。

(10) 本条はやはり現行連邦破産法に同旨の規定がなく、新しい規定である。そして、従来の判例(たとえば、Lowden v. Northwestern National Bank & Trust Co., 298 U.S. 160 (1936); *In re Lehigh & Hudson River Railway Co.*, 468 F. 2d 430 (2d Cir. 1972); *In re Penn Central Transportation Co.*, 453 F. 2d 520 (3d Cir. 1972) など)および連邦破産法第一〇章事件や同第七七条の鉄道更生事件での実務を明文化し、手続申立時の相殺権の行使を制限したものである。

(11) 第四一五〇一条(c)項によれば、次のような場合に手続停止を失効させるための申立は認められる。(1)手続の続行が、財団の運用または債務者が本法の下で受ける利益の享受を、妨げないであろう場合、(2)手続の停止が、その停止の失効を求める申立人にとって回復し難い侵害、損失または損害を生

ぜしめる場合、(3)管財人または債務者が手続の続行に同意し、かつ、その停止の失効の申立が裁判所により承認された場合、(4)破産審査官が手続の続行に同意する場合である。

(12) 通常の事業過程における財産の売却および賃貸は、手続開始時における破産審査官の事業経営権付与に含まれる。この点につき、拙稿・前掲資料一九頁の改正草案第七一〇四条参照。通常の事業過程における以外の財産の売却および賃貸は、本条により破産審査官の個別の許可を必要とする。なお、現行連邦破産法第一一六条(3)、同第三一三条(2)、および、同第四一三条(2)比較参照。

(13) 本条については、現行連邦破産法第一一六条(5)を比較参照。

第三編 更生計画に関する規定

(Provisions Relating to the Plan)

第七一三〇一条 請求権の証明および株式の証明 (Proof of Claims and Interests)

(a) 管財人が提出する債権者表および株主名簿 (Trustee's List)

破産審査官もしくは利害関係人の異議がなく、または、請求権もしくは株式の証拠の届出がないときでも、債権者の請求権

および株主の株式は、第七一〇三条にしたがい提出される債権者表および株主名簿により確認される (established)。それらの債権者の請求権は、争われていると否とを問わず、条件付であると否とを問わず、また、責任が確定されていると否とを問わない。

(b) 証拠の届出 (Filing of Proofs)

破産審査官は、債権者表および株主名簿に記載されていない債権者の請求権および株主の株式の証拠を届出なければならない期日を定めることができる。破産審査官がかかる期日を定めなければならないときは、更生計画が確認される前までに、証拠は届出られなければならない。破産審査官は、争いがあるもの、条件付であるもの、または、額について確定されていないものとして債権者表に記載されている請求権を有する債権者に対し、これらの事実を書面で通知しなければならない。

第七一三〇二条 請求権および株式の分類 (Classification of Claims and Interests)

更生計画案の作成およびその受諾のために必要であるときは、利害関係人の要請 (request) に基づき、破産審査官は、第四一四〇五条および第四一四〇六条にしたがい、実質的に同じ種類の権利者でありかつ実質的に同種の権利を有する債権者

の組および株主の組を定めなければならない。ただし、破産審査官は、手続をおこなう上での便宜から (for reasons of administrative convenience)、一〇〇ドル未満の無担保債権を有する債権者から成る別個の組を設けることができる。

第七—三〇三条 更生計画の条項⁽¹⁶⁾ (Provisions of Plan)

更生計画は、つぎに定める条項を含まねばならず、または、含むことができる。

(1) 担保が付されていると否とを問わず、すべてのまたは一部の債権者の権利を変更もしくは修正する (altering or modifying their rights) 条項を含まねばならず、また、すべてのまたは一部の株主の権利を変更もしくは修正する条項を含むことができる。

(2) 第四—四〇五条(a)項(1)乃至が(5)定める制限にしたがい、同条所定の請求権の弁済または保証に関する条項をおかなければならない。⁽¹⁷⁾

(3) 更生計画が、債権者のある組、債務者たるパートナーシップのパートナー、債務者たる自然人、または、債務者たる会社の株主によるその他の参加を排除する財産評価額を基礎とするときは、裁判所の決定を条件としかつ更生される債務者または更生計画による債務者の承継人 (successor) が更生

計画へ参加するための資金供与をなしうる地位 (financial status) を得たことを確認した期日より五年以内である更生計画記載の期間内におけるかかる債権者の組、株主、パートナーまたは自然人たる債務者の時機に遅れた参加に関する条項を含むことができる。⁽¹⁸⁾

(4) (A) 債務者たるパートナーシップのパートナーが更生計画においてその持分権を留保する場合、(B) 債務者たる自然人が更生計画においてその持分権を留保する場合、および、(C) 債務者たる会社の株主が更生計画においてその持分権を留保する場合において、債務者たる自然人、パートナーまたは株主の貢献の度が、更生される債務者または更生計画による債務者の承継人のために重要であることを裁判所が認定するときは、そのような更生計画上留保された持分権の価額およびそれに付加される貢献価値に概ね相当する額を基準として、債務者たる自然人、パートナー、または、株主の参加に関する条項をおくことができる。

(5) 未履行の契約 (any executory contract) の拒絶または期間満了前の賃貸借契約の解除に関する条項をおくことができる。⁽¹⁹⁾

(6) 更生計画それ自体および更生計画中の関係条項により実質的かつ不利益に影響をうけない債権者もしくは株主または

それらの者から成る組を明記しなければならない。

- (7) 更生計画により実質的かつ不利益に影響をうける更生計画を受諾しない債権者の組の請求権の現金による弁済に関する条項、または、それぞれの状況に照らしてそのような請求権の実現を衡平かつ公正に定める権利保護の方法に関する条項をおかなければならない。⁽²⁰⁾

- (8) 更生計画により実質的かつ不利益に影響をうけ、更生計画を受諾しない株主の組について、更生計画により処理される債務者の財産におけるそれらの者のエクイティの価額の現金による弁済に関する条項、または、それぞれの状況に照らして、そのような株主の権利の実現を衡平かつ公正に定める権利保護の方法に関する条項をおかなければならない。

- (9) (A) 債務者による財産のすべてまたは一部の留保、(B) 設立されもしくは将来において設立されるべき一個または数個の会社への、債務者財産のすべてもしくは一部の売却または移転、(C) 債務者と一個もしくは数個の会社との吸収合併または新設合併 (merger or consolidation)、(D) 当該財産について権利を有する者に対してリーンを付したままあるいはリーンを付さないでなす、債務者財産のすべてもしくは一部の売却、債務者の資産のすべてもしくは一部の分配 (distribution)、または、財産の売却にもとづく売得金の分配、(E) リーンの実

行・満足またはリーンの修正、(F) 類型証書もしくはその他の証書の取消しまたは修正 (cancellation or modification)、(G) 債務不履行事由 (defaults) の治癒または撤回 (curing or waiver)、(H) 社外証券の満期日の猶予、利率変更およびその他の条件の変更、(I) 債務者たる会社の基本定款 (charter) の変更、(J) 請求権もしくは株式の満足のためにまたはその他の適正な目的のために、現金、財産を対価として、または、既存の証券と交換におこなわれる、債務者または債務者の財産の譲受会社の証券の発行を含む更生計画を実行するための適正な方法に関する条項をおかなければならない。

- (10) 更生計画が確認された後において取締役、役員、または議決権受託者およびそれぞれの承継人となるべき者の選任の方法に関して、衡平であり、債権者および株主の利益に適合しかつパブリック・ポリシーに適合する条項をおかなければならない。

- (11) 債務者たる会社、または、更生計画を実行する目的において設立されもしくは将来において設立されるべき会社の基本定款につき条項を含ませるための条項をおくことができる。

- (A) 債務者たる会社または更生計画を実行するために設立されもしくは将来において設立されるべき会社が議決権の

ない株式を発行することを禁止する条項、および、債務者たる会社または更生計画を実行するために設立されもしくは将来において設立されるべき会社の議決権のある数種の証券について、かかる種類の証券保有者への議決権の公正かつ衡平な配分を定める条項。株式の配当につき他の株式より優先的地位をもつ種類の株式があるときは、かかる配当金の支払いについて不履行がある場合にかかる優先株式の組を代表する取締役の選任に関する適正な条項を含む。

(B) 債務者または更生計画を実行するために設立されもしくは将来において設立されるべき会社の数種の証券の条件、権利および特権に関して、公正かつ衡平であって、一般に承認された会計原則に適合する条項。そのような証券の発行、取得、買入、償却または償還およびその配当の宣言と配当金の支払いに関する条項を含む。ただし、これらに関する一般条項を制限しない。

(12) 債務者または財団に帰属する請求権の和解または調整 (settlement or adjustment) に関する条項を含むことができ、更生計画において和解されずまたは調整されない請求権について、管財人もしくは管財人が任命されないときには債務者またはその目的のために破産審査官が任命し裁判所の承

認をうけた利害関係なき者がなす、かかる請求権の留保および実行に関する条項をおかなければならない。

(13) 本法の規定に矛盾しないその他の適当な条項を含むことができる。

第七—三〇四条 更生計画案およびその報告書の提出⁽²⁾ (Filing of Plan or Report)

(a) 管財人、債務者、または、利害関係なき者による更生計画案もしくはその報告書の提出 (Filing by Trustee, Debtor, or Disinterested Person)

破産審査官が定めた期日またはその期日以前に、管財人もしくは管財人が任命されないときは債務者または第七—一〇三条(b)項にしたがい破産審査官が指名する利害関係なき者は、破産審査官に、更生計画案または更生計画案が作成されえない理由を記載した報告書を提出しなければならない。

(b) その他の者による更生計画案または報告書の提出 (By Others)

債務者、債権者、株主、債権者委員会もしくは株主委員会、または、齒型証書受託者は、更生計画案の提出に関する本条(a)項にしたがい破産審査官が定めた期日以前においていつでも、破産審査官に、更生計画案または更生計画案が作成されえない

理由を記載した報告書を提出することができる。

第七—三〇五条 更生計画案の修正 (Modification)

(a) 更生計画の実行が実質的に完了する以前の修正 (Prior to Substantial Consumption)

更生計画案は、その承認または法定多数による更生計画案の受諾の前においていつでも、その更生計画案を提出した者により修正されうる。更生計画案が承認されまたは法定多数により受諾された後においては、利害関係人は破産審査官が許可する限りにおいて、更生計画案の修正を提案することができる。破産審査官は、その更生計画案の修正が書面により更生計画案を受諾しなかった債権者または株主の権利に実質的かつ不利益に影響を及ぼすと決定するときは、適用ある限りにおいて第七—三〇六条によらなければならない。更生計画案の修正については法定多数の受諾が得られなければならない。

(b) 更生計画の実行が実質的に完了した後における修正 (After Substantial Consumption)

(1) 更生計画の実行が実質的に完了した後においては、破産審査官が提案された更生計画案の修正が債権者または株主に実質的かつ不利益に影響を及ぼすと決定するときは、更生計画は修正されえない。ただし、更生計画の確認が第七—三一

三条にもとづき詐欺 (fraud) により取消され、その際に、本条(a)項後段に定める手続が更生計画の修正についておこなわれたときはこの限りではない。

(2) 利害関係人の申請にもとづき、かつ、管財人、債務者および破産審査官が定めるその他の者に通知した後において、破産審査官は、更生計画の実行が完了しまたは実質的に完了したことを決定することができる。

第七—三〇六条 更生計画案の承認・更生計画案およびそれに関する情報の送付 (Approval of Plan; Transmission of Plan and Relevant Information.)

(a) 更生計画案の裁判所への提出と審問 (Filing with the Court and Hearing)

更生計画案の提出期間が経過した後すみやかに、破産審査官は、大衆が保有する証券 (publicly held securities) に実質的かつ不利益に影響を及ぼすすべての更生計画案およびその修正案を裁判所に提出しなければならない。裁判所は、提出された更生計画案およびその修正案の承認に関する審問期日を定めなければならない。破産審査官は、第七—一〇七条(a)項(3)にしたがい審問期日を通知しなければならない。

(b) 破産審査官の報告 (Report of Administrator)

更生計画案およびその修正案の審問のために定められた期日
前において、破産審査官は、本条(a)項にしたがい提出された更
生計画案およびその修正案に関する勧告書 (advisory report)
およびそれらの概要書 (summary) を裁判所に提出しなければ
ならない。²³

(c) 更生計画案およびその修正案の承認 (Approval)
裁判所は、第七一三〇三条および第七一三〇条(d)項の要件
に適合するそれぞれの更生計画案およびその修正案を承認しな
ければならない。

(d) 利害関係人への情報の送付 (Transmission of Inform-
ation to Parties in Interest)

一個または数個の更生計画案およびその修正案が承認された
後において、破産審査官は、更生計画案を受諾しまたは拒絶す
る資格を有するすべての債権者および株主に対し、その受諾ま
たは拒絶の方式およびそれに関する指示書 (instructions) を送
付しなければならず、管財人、債務者、債権者委員会、株主委
員会、債権者、齒型証書受託者、株主、債務者たる公益事業会
社を管轄する規制委員会および情報の送付をもとめるその他の
利害関係人に対して、(1)破産審査官が作成した、承認されたす
べての更生計画案およびその修正案の謄本または概要書、(2)
更生計画案またはその修正案についての裁判所のすべての意見

書の謄本、(2)破産審査官のすべての報告書の謄本または概要
要、および、(4)裁判所が命ずるその他の書類を送付しなけれ
ばならない。

第七一三〇七条 大衆が保有する証券に影響しない更生計画案
またはその修正案の送付 (Transmission of Plan or Modi-
fication Not Affecting Publicly Held Securities)

更生計画案の提出期間が経過した後可及的すみやかに、破産
審査官は、更生計画案を受諾しまたは拒絶する資格を有するす
べての債権者および株主に対し、その受諾または拒絶の方式お
よび指示書を送付しなければならず、管財人、債務者、債権者
委員会、株主委員会、債権者、齒型証書受託者、株主、債務者
たる公益事業会社を管轄する規制委員会、および、情報の送付
をもとめるその他の利害関係人に対しては、破産審査官に提出
された大衆が保有する証券に影響を及ぼさない更生計画案およ
びその修正案の破産審査官が作成した謄本または概要書、なら
びに、破産審査官が作成するそれらの分析書の謄本を送付しな
ければならない。

第七一三〇八条 更生計画案の受諾懇請に関する規制 (Regu-
lation of Solicitation of Acceptances)

いかなる者も、破産審査官の同意なくしては、大衆が保有する証券に影響を及ぼす更生計画案またはその修正案について、かかる更生計画案またはその修正案が承認されかつそれらが債権者および株主に送付されるまでは、委任状、寄託証書、代理権付与もしくはその他の方法により、または、公益に適合するという意味における証券保有者保護のために破産審査官が定める受諾懇請を規制する規則に違反して、条件付または無条件の受諾もしくは拒絶を懇請してはならない。破産審査官は、本条または破産審査官が定める規則に違反する懇請によりまたは本法の趣旨に矛盾するその他の方法により得られた、受諾または拒絶を無効にする (Invalidate) ことができる。

第七—三〇九条 更生計画案の受諾 (Acceptance)

- (a) 更生計画案およびその修正案を受諾または拒絶しうる者・受諾または拒絶の期間 (Persons Who May Accept or Reject Plan and Modifications; Time Allowed)

その有する債権または株式が許可されなかった債権者または株主が存在しない場合、または、実質的かつ不利益に影響をうけない債権者または株主が存在しない場合において、第七—一〇三条により提出された一覧表に記載されもしくは請求権の証拠を届出たる債権者であつて、その請求権につき争いがなく、

額と責任が確定されている債権者、第七—一〇六条(d)項または第七—一〇七条による情報が送付される時において登録されている証券保有者、または、株式の証拠を届出た株主は、破産審査官が定める期間内に一個または数個の更生計画案およびその修正案を、受諾または拒絶することができる。請求権の証拠を届出た齒型証書受託者は、授權あるときに限り、その齒型証書受託者が代理する証券保有者のために一個もしくは数個の更生計画案またはその修正案を受諾することができる。

(b) 共同債務者 (Codebtor)

第四—四〇一条(b)項により請求権を届出た者は、債権者が定められた期間内にその請求権の証拠を届出、または、自己のために活動をなしもしくは自己のためにその他の活動をなす旨の通知書を破産審査官に提出したときは、更生計画案を受諾または拒絶することができない。

- (c) 更生計画案の受諾もしくは拒絶の変更または撤回 (Change or Withdrawal)

破産審査官が定める更生計画案の受諾または拒絶が許される期間内に、破産審査官は、更生計画案の受諾もしくは拒絶の変更または撤回を許可することができる。数個の更生計画案または修正案が送付されるときは、受諾または拒絶は、一つもしくは数個についてなされ、受諾された更生計画案またはその修正

案が数個あるときは、それらの間で受諾する順位を付すことができる。

- (d) 一部担保の付されている請求権を有する債権者による更生計画案の受諾または拒絶 (Acceptance or Rejection by Partially Secured Creditor)

一部を担保の付された債権として一部を無担保債権として許可された請求権を有する債権者は、その両債権を処理する一個または数個の更生計画案を、担保権者および無担保債権者双方の資格において、受諾または拒絶することができる。

- (e) 更生計画案の受諾または拒絶の失効 (Disqualification of Acceptance or Rejection)

更生計画案受諾の法定多数を決定する関係において、裁判所は、受諾または拒絶が善意でおこなわれなかったときは、更生計画案もしくはその修正案の受諾または拒絶を失効させることができる。

- (f) 更生計画案の修正案を拒絶することを怠った場合の効果 (Effect of Failure to Reject a Modification)

更生計画案を受諾したが、破産審査官が定める期間内にその更生計画案の修正案について拒絶する旨の書面を提出しなかった債権者または株主は、その修正案を受諾したものとみなされる。

第七—三—〇条 更生計画の確認 (Confirmation)

- (a) 供託 (Deposit)

更生計画案または本章の規定にしたがい現金でなければならないすべての弁済をなすに足る金銭は、更生計画案の受諾のときから更生計画が確認されるまでの間に破産審査官が定める方法により供託されなければならない。

- (b) 更生計画の確認に対する異議 (Objection to Confirmation)

破産審査官または利害関係人は、更生計画の確認に対して異議を申立てることができる。ただし、第七—三—〇六条により更生計画案が承認されたときは、更生計画案の承認に対してなしたであろう異議の申立はこの限りではない。異議の申立書は裁判所に提出されなければならない。かつ、更生計画の確認に関する審問期日前においてはいつでもまたは破産審査官が定めるそれより早い期日前いつでも、更生計画を提案した者、管財人、債務者、破産審査官および破産審査官が選定するその他の者に送達されなければならない。

- (c) 審問期日 (Hearing)

更生計画案およびその修正案を受諾または拒絶しうる期間が経過した後においてすみやかに、破産審査官は、法定多数により受諾されかつ大衆が保有する証券に実質的かつ不利益に影響

を及ぼさない更生計画案またはその修正案を裁判所に提出しなければならず、また、破産審査官は、大衆が保有する証券に実

質的かつ不利益に影響を及ぼす更生計画案またはその修正案の法定多数の受諾について、裁判所に意見を述べなければならぬ。その後における相当な時期に、裁判所は、更生計画およびその修正案の確認に関する審問期日を定めなければならない。

数個の更生計画案またはその修正案について法定多数の受諾があるときは、裁判所は、その内いずれの更生計画が確認されるべきかを決定するにあたり、債権者および株主が指示する更生計画案または修正案の受諾の順位 (preferences) を考慮しなければならない。

(d) 更生計画の確認 (Confirmation)

裁判所は、次の事由がある場合において、更生計画を確認しなければならない。

(1) 更生計画が、実質的かつ不利益に影響をうけるそれぞれの組の更生計画案を受諾または拒絶した債権者のうち請求権額の過半を有する債権者によって受諾され、かつ、債務者が支払不能でないときは、実質的かつ不利益に影響をうけるそれぞれの組の更生計画案を受諾または拒絶した株主の数において過半数によって受諾されている場合。ただし、法定多数の算定にあつては、第七—三〇三条 (7) または (8) に

より定められる債権者および株主を除く。

(2) 裁判所がつぎのことを認定し、または更生計画案の承認にあたりつぎのことを認定したことがある場合。(A) 本章の規定に適合し、更生計画が実行可能であり、かつ、債務者もしくは更生計画による承継人による財産の清算 (liquidation) がおこなわれる見込みまたはさらなる財務構成の変更の必要性がないこと、(B) 第七—三〇三条 (3) および (4) ならびにそれにもとづく裁判所の認定にしたがい、更生計画がその基準とする財産評価の相当なる基礎が存在し、かつ、更生計画にもとづいて発行される証券および配当されるその他の約因 (consideration) が債務者または債務者財産中のそれぞれの持分についてそれぞれの債権者および株主に充分な補償をなすであろうという相当な見込みが存在するという意味において、更生計画が公正かつ衡平 (fair and equitable) であること。更生計画が大衆証券保有者の請求権または持分に実質的かつ不利益に影響しない場合および権利変更について充分な開示 (full disclosure) があつた後に実質的かつ不利益に影響をうけるすべての債権者およびすべての株主によって充分に熟知の上かつ任意に更生計画が受諾されたことと裁判所が認定する場合は、裁判所は、(B) に定める認定をすることを要しない。(C) 更生計画の提案およびその受諾が善意でなされか

つ法が禁止する手段、約束または行為によってなされなかったこと、(d)当該事件もしくは更生計画において生じたまたはそれらに関連する役務、費用および支出ならびに資本構成の変更に付随する役務、費用および支出について、債務者または更生計画にしたがい証券を発行し財産を取得する会社もしくはその他の者がなしたまたは約束するすべての弁済が裁判所に對して充分に開示され、かつ、相当なものであること。また、かかる弁済が更生計画の確認後に確定されうるときは、かかるすべての弁済は、裁判所の承認をうけるであろうこと。(e)更生計画の実行が完了するときにおいて、取締役もしくは役員または議決権受託者となるべき者の身上(identity)、資格、および諸関係(affiliations)が充分に開示されたこと、および、それらの者の役職への就任または役職の継続が、衡平であり、債権者および株主の利益に適合し、かつ、パブリック・ポリシーに反しないこと、(f)債務者について管轄権を有する規制委員会が、更生計画に定められた rate change を承認したこと、または、かかる rate change について規制委員会の承認を得ることが明白であること。

第七—三—二条 更生計画確認の効果 (Effect of Confirmation)

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (二)

(a) 更生計画の条項の拘束力 (Provisions of Plan Binding) 確認された更生計画の条項は、債務者、更生計画にしたがい証券を発行しまたは財産を取得するすべての会社、ならびに、更生計画により実質的かつ不利益に影響されると否とを問わずまた更生計画を受諾したと否とを問わずすべての債権者および株主を拘束する。

(b) 請求権および持分の引当てとならない財産 (Property Free of Claims and Interests)

更生計画により処理された財産は、債務者、債権者および株主のすべての請求権および持分から自由で負担のないものとなる。ただし、更生計画または更生計画確認命令に別段の定めあるときはこの限りではない。

(c) 免責 (Discharge)

更生計画の確認は、株主のすべての権利および持分を、更生計画または更生計画確認命令に定められたものを除き、消滅(terminate)⁽²⁸⁾せしめ、かつ、第四—五〇六条により免責されないものを除き、債務者に対するすべての請求権を消滅せしめる。

第七—三—二条 更生計画確認後の事項 (Post-Confirmation Matters)

(a) 更生計画の実行 (Carrying Out the Plan)

債務者および更生計画を実行する目的で設立されまたは将来において設立されるべき会社は、更生計画の条項およびこれに関連する裁判所のすべての命令に従わねばならず、また、公益事業会社たる債務者が rate change について規制機関の同意を得ることを含む更生計画を実行するために必要なすべての行為をしなければならぬ。債務者および更生計画を実行する目的で設立される会社は、更生計画および裁判所の命令を実行するために必要なすべての行為をなす充分な権能と権限 (Docket and authority) を有する。これに反する法律、判決、または州もしくは地方公共団体の規制機関の規制は、かかる権能および権限を行使する関係においては、適用しない。ただし、債務者が公益事業会社であるときは、債務者またはその財産を譲り受けて設立される会社が rate change について債務者を管轄する規制機関の同意を必要とする場合は、この限りではない。

(b) 配当 (Distribution)

本条(C)項にしたがい、配当は、更生計画の条項に照して、(1) 請求権の届出をなし許可された鹵型証書受託者、(2)(A)請求権の証拠の届出をなし許可された債権者または(B)請求権が債権者表に記載されており、その請求権が額および責任について確定されかつ争いが無い債権者、ならびに、(3)(A)その持分についての

証拠が許可された株主、または(B)その持分が株主名簿に記載された株主に対しておこなわれなければならない。許可されなかった請求権または株式を有する証券保有者であって、更生計画確認命令が確定したときにおいて記録されている (of record) 証券保有者に対してはも配当することがである。

(c) 証券の引渡 (Surrender of Securities)

更生計画が、更生計画にしたがう配当参加の条件として証券の提示もしくは引渡しまたはその他の行為をなすことを要求するときは、かかる行為は、更生計画の確認後五年を超えない期間内になされなければならない。かかる期間内にその有する証券を提示せずもしくは引渡さずまたはその他の行為をしなかつた者は、更生計画にしたがう配当に参加してはならない。

(d) 証書の作成 (Execution of Instruments)

破産審査官は、債務者およびその他の必要な利害関係者が、確認された更生計画が処理する財産の移転をなすために必要な証書を作成および交付しまたは証書の作成および交付に参加することを命ずることができ、また、破産審査官が更生計画の実行を完了するために必要であると決定したところにしたがい、リーンの満足を含みその他の行為をなすことを命ずることができる。

第七—三—三条 更生計画確認命令の取消 (Setting Aside Order of Confirmation)

更生計画の確認命令がなされてから六ヶ月以内においていつでも、破産審査官または利害関係人の申請にもとづき、裁判所は、更生計画の確認が詐欺により得られたときは、更生計画の確認命令を取消することができる。詐欺を理由とする更生計画確認命令の取消命令は、更生計画確認命令を善意で信頼して権利を取得した者を保護するための必要な定めを含まなければならない。

第七—三—四条 証券登録および免許法の適用除外 (Exemption from Securities Registration and Licensing Laws)

証券の登録または証券発行者の登録もしくは免許の取得を要求する法律の規定は、(1)本法の下において破産審査官または裁判所が承認した取引において管財人または債務者がなす証券の発行、(2)債務者の証券もしくは許可された請求権と交換に更生計画にしたがいなされる証券の発行、一部において債務者の証券もしくは許可された請求権と一部において現金もしくは財産と交換に更生計画にしたがいなされる証券の発行、または、引受権もしくは発行された転換株式の転換権の行使にもとづく証券の発行、(3)本条(1)または(2)にしたがい発行

された証券の取引 (A)ただし更生計画による以外の配当に関し発行会社または発行会社の従属会社もしくは支配的地位にある者 (controlling person) による証券取引、および、(B)本条(A)の配当における参加人たるディーラー (dealer) に対する未売却証券の割当て (unsold allotment) の全部もしくは一部、またはかかるディーラーによる引受けを構成するディーラーによる証券の取引を除く) には、適用されない。

第七—三—五条 特別租税条項 (Special Tax Provisions)

(a) 印紙税またはそれに類する⁽⁹⁶⁾租税の適用除外 (Exemption from Stamp or Similar Taxes)

証券の発行、譲渡もしくは取引、または、本章において確認された更生計画にもとづく譲渡証券の作成もしくは交付は、合衆国、州、または地方公共団体の印紙税もしくはそれに類する租税に関する法律によっては課税されない。

(b) 負債調整の結果としての所得税の適用除外 (Exemption from Income Taxes as a Result of Adjustment of Indebtness)

本条(d)項に定めるものを除いて、現在施行されているまたは将来において制定される合衆国、州または地方公共団体の法律により課税されうる所得は、本章の事件における債務者の負債

の調整に関しては、本章の事件において債務者の負債の全部または一部が変更または廃棄 (modification or cancellation) されたという理由で、それが債務者、本章の更生計画に定められた管財人または本章の更生計画を実行するために設立されまたは利用された会社について生じたものとされず、または、債務者、本章の更生計画に定められた管財人または本章の更生計画を実行するために設立されまたは利用された会社によって実現されたものとされない。しかし、更生計画の確認後に終了する課税年度 (taxable period) における連邦所得税額を確定するにあたり、費用、利息、租税、欠損、減価償却費 (depreciation) およびその他の費目 (items) ならびにかかる費目に対応する繰越損失についての控除 (deduction) は、かかる費目もしくはそれらの確定にかかる費目を弁済する債務、または、かかる費目または費用を弁済する目的で借入れた金銭を弁済する債務が本章の手続において廃棄または減額されることを限度として許されない。本項は、その他の徴税機関による同様な不許可を排除しない。

(c) 資産売却の結果としての所得税の適用除外 (Exemption from Income Taxes as a Result of Sales of Assets)
事件の係属中においてかつ更生計画の確認前において事業の通常の過程によらずになされた資産の売却または更生計画の条

項にしたがいなされた売却に関しては、現在施行されまたは将来において制定される合衆国、州、または地方公共団体の法律により所得に対し課税されまたは所得により確定される租税は、管財人、レシーヴァーまたは債務者によって支払われるべきものとはされず、また、かかる資産の売却について生じたる欠損を、管財人、レシーヴァーまたは債務者が、現在施行されまたは将来において制定される右の法律の下における損金として計上することは、許されない。ただし、債務者が会社である場合において株主が更生計画により持分を留保するとき、債務者がパートナーシップである場合においてパートナーが財団の財産中に持分を留保するとき、または、債務者が自然人である場合において債務者が財団の財産中に持分を留保するときはこの限りではない。持分が株主または非法人たる債務者によって留保され、かつ、その持分が事業の通常の過程によらざる資産の売却に関して所得に課税されまたは所得によって確定される租税を考慮することなしに価値を有するときは、かかる資産の売却に関して支払われたであろう租税は、その売却に関して損金の許可により生じたであろう租税の減価額を差し引き、確定された持分の価値を超えない総額において、一般経費 (administrative expense) として許可されなければならない。

(d) 財産の課税基礎 (Tax Basis of Property)

所得に課税する現在施行されまたは将来において制定される合衆国、州、または地方公共団の法律の適用のために金銭以外の財産の基礎を確定するにあたり、債務者財産の基礎または債務者財産の基礎の全部もしくは一部を利用しなければならない者に移転された財産の基礎は、(1)本章の事件において廃棄されまたは減額された負債で、本条において益金から控除された額に等しい額(ただし、債務者が更生計画の実行が完了される年度の課税所得として負債の廃棄または減額された額を取り扱うことを選択するときはこの限りでない)、または、(2)負債が廃棄または減額された後において債務者が支払不能ではなくなった額のいずれか少ない額を減少せしめられる。本項との関係においては、更生計画にしたがい振替えて株式が発行される債権者の請求権は、その株式が債務者の資産におけるその債権者の既存の持分を公正に反映するときは、その株式の価値がその請求権に等しいと否とを問わず、廃棄または減額されたものとみなされない。本項は、繰越損失を含むかかる請求権に由来する控除は本条(b)項後文にしたがう不許可の対象となることを限度として請求権の廃棄または減額に適用しない。

(e) 債務者またはその承継人に対する徴税 (Collection of Taxes from Debtor or Transferee)

債務者が合衆国、州または地方公共団体に対し納付する本法

アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章 (11)

の申立後一年以内に査定されかつ本章の更生計画の確認前にいて査定されなかったすべての租税、および、管財人、レシーヴァーまたは債務者が合衆国、州、または地方公共団体に対して債務者の事業の経営または財団の財産の売却の結果として納付すべきすべての租税は、債務者または本章の更生計画を実行するために設立されもしくは利用される会社に対して査定され、債務者または本章の更生計画を実行するために設立されしくは利用される会社から徴税する。

(f) 租税の回避 (Tax Avoidance)

第七章事件の主たる目的が租税にかかわる恩恵 (Tax Benefit) を受けることであるときは、租税にかかわる恩恵は許可されない。

(14) 本項は、数の多い広範な債権者や株主の確定について、破産審査官の側における負担を軽減しようとするものである。(b)項とともに、原則として届出手続を廃止し、債権者表等に依拠することとし、それらに記載のない者がある場合を慮って(b)項では、それらの者についての証拠の届出手続を規定する。なお、わが国の会社更生法では、株主についてこの制度が採用されている。この点につき、会社更生法第一三〇条参照。

(15) 第四—四〇五条および第四—四〇六条は、通常の清算

手続における配当の順位を列挙する。本条にいう「債権者の組」「株主の組」等は、両条の規定にしたがい組分けされることになる。代表的なものを列挙すれば、債務者以外の者による手続の申立以後手続開始決定までの間に債務者との間でなされた取引にもとづいて生じた債権を有する債権者(第四一四〇五条(a)項(2))、担保権者(同(7))、無担保債権者(同(9))、債務者たる会社が発行した証券の購入の取消にもとづく債権を有する者(第四一四〇六条(a)項(1))、債務者たる会社に対して債権を有する内部者(同(2))などの組分けが考えられよう。

(16) 本条は、現行連邦破産法第一〇章第二一六条および第一章第三五七条に由来するものであるが、第七章手続が法人に非ざる債務者をも対象とする関係から、現行第一章第三五六条(債務整理手続の権利変更の対象を無担保債権者に限定する規定)がとり入れられていない。その他、現行第二一六条(2)、(5)および(6)が脱落し、また、同(7)、(8)が実質的には修正された形となっている。さらには、現行第一章第三五七条(1)、(3)、(4)、(5)、(6)および(7)も脱落している。

(17) 現行第一〇章第一〇二条は、優先弁済をうける権利のその優先順位を規定する現行第六四条の第一〇章への適用

を排除している。ところが、本規定によれば、清算手続における配当順位を定める第四一四〇五条(a)項(1)乃至(5)を適用して、そこにおける配当順位を基準にしてその弁済を更生計画に定めなければならない。なお、第四一四〇五条(a)項(1)乃至(5)によれば、合衆国、州および地方公共団体の公租公課は、手続の申立前のものについては、第五順位の優先弁済権を与えられており、従来の判例(*United States v. Key*, 397 U.S. 322 (1970).)とは反対に優先弁済の第一順位を否定している点に注意を要しよう。今後わが国においても問題とされている破産手続において財団債権の中に公租公課が含まれる(破産法第四七条二号)ことの可否を考える上で参考となろう。

(18) 本改正草案においても、現行法におけると同様絶対優先説(*absolute priority rule*)の適用が明らかにされている(改正草案第七一三〇条(d)項(2)(B)参照)。しかし、債務者財産のゴーイング・コンサーン・ヴァリュエーによってカバーされない株主や無担保債権者であっても、適正な対価の提供(これには、無形の価値たとえば中小企業における経営者の地位なども含む)によって失権しないことも可能となっている。そこで、本規定はかかる場合を考慮し、後順位権利者の遅れた更生計画参加を定める。なお、以上

のことを許容する規定として第七—三〇三条(4)参照。また、このことが本改正草案の主要な骨子である点について、拙稿「アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章(一)」比較法学一一巻一号五頁以下および現行法が厳格な絶対優先説をとっていることから生ずる問題点については、拙稿「アメリカにおける会社更生手続と債務整理手続の機能分担その序説として」早稲田法学会誌二五巻一頁以下、「同(統)——ニーズ・テストを中心として」早稲田法学会誌二六巻三一五頁以下参照。

(19) 現行第一〇章第二一六条(4)では、官庁との契約はこれを拒絶できないが、本規定によれば、それも解除できることとなる。

(20) 本規定および(8)の規定は、いわゆる更生計画に不同意の権利者のための権利保護条項であるが、現行第一〇章第二一六条(7)および(8)よりも単純化されているがその実質は変更されていない。

(21) 本条は、現行第一〇章第一六九条および第一七〇条の規定に由来するが、現行法では、第一次的には管財人にしか更生計画の提案権が認められていない。しかし、本改正草案では提案権者の範囲を拡張している。これは、従来から、とりわけ第一章の債務整理手続において債務者にし

か提案権が認められずその拡張が主張されていたところにしたがうものである。

(22) 現行法では、証券取引委員会が更生計画案について勧告することになっているが、本改正草案では、破産審査官がこれをおこなう。

(23) 本条に類する規定は、現行法には存在しない。

(24) 現行第一〇章第一九八条によれば、齒型証書受託者みずからは、証券保有者のために更生計画案の受諾のための議決権を行使することは許されない。しかし、本改正草案によれば、議決権行使が許される。

(25) 共同債務者とは、保証人、物上保証人をいうが、この共同債務者は、第四—四〇一条(d)項によれば、債権者が所定の期間内に債権の証拠を届け出ない場合に限り、それに代って証拠を届け出ることができる。

(26) 原則として、従来の判例により明らかにされてきた絶対優先説 (absolute priority rule) が採用されている。この点につき Report of the Commission on the Bankruptcy Laws of the U. S. A, Part II, 254 (1973). など、その例外として、第七—三〇三条(4)参照。

(27) 絶対優先説の下では、更生計画により権利変更をうける権利者全員の更生計画の受諾があっても、優先順位にし

たがった配当がなされない限り更生計画は確認されえない。しかし、かかる絶対優先説も本規定を限度として修正されている。

(28) 第四―五〇六条(a)項によれば、一定の租税債権、債務者側の詐欺または虚偽表示などにもとづいて提供された金銭・財産または役務についての相手方の請求権、不法行為にもとづく請求権など一〇種類の請求権がある。

(29) 更生計画上配当に与れる権利者の確定は原則として債権者表や株主名簿に依拠することとして、さらには、手続係属中に証券の取引があることを考慮して更生計画の確認命令が確定するときまで、配当をうくことのできる権利者の範囲の確定をずらしている。なお、注(13)および拙稿「アメリカ合衆国連邦破産法改正草案第七章(一)」比較法学一一卷一号七頁参照。

(30) 現行法第一〇章第二六七条では印紙税に類する租税は含まれない。

〔未完〕

(昭和五十一年八月稿)